

## 吸収合併に係る事前開示事項

2025年8月14日

東京都港区虎ノ門2-3-17

(吸収合併存続会社) 株式会社ウィルズ

代表取締役社長 杉本 光生

当社（以下「甲」という）は、吸収合併存続会社として、株式会社ネットマイル（東京都港区虎ノ門三丁目7番2号、以下「乙」という）を吸収合併（以下「本合併」という）することにいたしました。つきましては、本合併における会社法第794条第1項に定める事前開示事項は次のとおりとなります。

### 1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおり、2025年8月14日付で合併契約書を締結いたしました。

### 2. 合併対価の定め相当性に関する事項

甲及び乙は、完全親子会社の関係にあるため、合併比率の取り決めもなく、本合併に際して対価の交付は行いません。

### 3. 合併消滅会社（乙）の新株予約権の対価の定め相当性に関する事項

乙は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

### 4. 合併消滅会社（乙）の最終事業年度に係る計算書類等の内容

乙の最終事業年度に係る計算書類等は別紙2のとおりです。

### 5. 合併消滅会社（乙）の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

### 6. 合併存続会社（甲）の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

### 7. 合併が効力を生ずる日以後における合併存続会社（甲）の債務（会社法第799条第1

項の規定により合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。)の履行の見込みに関する事項

本合併効力発生後の甲の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本合併後の甲の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。したがって、本合併後における甲の債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

以上

# 合併契約書

株式会社ウィルズ（以下「甲」という）及び株式会社ネットマイル（以下「乙」という）は、両社の合併（以下「本合併」という。）に関して次の通り合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

## 第1条（合併の方法）

甲および乙は合併して、甲は存続し、乙は解散する。

## 第2条（商号及び住所）

本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、以下の通りである。

### ① 吸収合併存続会社（甲）

商号 株式会社ウィルズ

住所 東京都港区虎ノ門2丁目3番17号虎ノ門2丁目タワー

### ② 吸収合併消滅会社（乙）

商号 株式会社ネットマイル

住所 京都港区虎ノ門三丁目7番2号虎ノ門372ビル3階

## 第3条（合併に際して発行する株式）

本合併に伴い、甲は新株式の発行又は新株予約権の発行、新株予約権付転換社債の交付を行わず、又は甲は乙に対して金銭等の交付は行わない。

## 第4条（増加すべき資本金及び準備金等）

甲が合併により増加する資本金等の取扱いは、次のとおりとする。ただし、効力発生日前における乙の資産及び負債の状態により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

① 増加する資本金の額 金 0円

② 増加する資本準備金の額 金 0円

③ 増加するその他資本剰余金の額の会社計算規則27条の株主資本等変動額から上記及び②の額を減じて得た額

## 第5条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、2026年1月1日とする。ただし、本合併の手續進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

## 第6条（権利義務の承継）

本合併により、甲は、乙の有する一切の資産、負債、契約上の地位その他の権利義務を、合併の効力発生日において当然に承継するものとする。なお、乙が締結した契約において、契約当事者の変更に関する制限がある場合であっても、甲は乙の契約上の地位を承継し、当該契約の履行義務を引き継ぐものとする。

#### 第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後、本合併の効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意のうえ、これを行うものとする。

#### 第8条（従業員の処遇）

甲は、効力発生日において、乙の従業員を引継ぐものとし、従業員に関する取扱いについては、別に甲乙協議のうえ、これを定める。

#### 第9条（本契約の変更及び解除）

本契約締結後、本合併の効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議のうえ、本契約を変更し、又は解除することができる。

#### 第10条（有効期限）

甲及び乙は、本契約締結後、本合併の効力発生日に至るまでの間において、天災地変、経済的激変その他の不可抗力事由により、甲又は乙の資産状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第11条（秘密保持義務）

甲又は乙が互いに相手に対して本合併準備のために差し入れた秘密情報は、本契約締結後も効力発生日まで有効であることを確認する。

#### 第12条（協議事項）

本契約書に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ定める。

本契約成立の証として、本書を2通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保有する

2025年8月14日

甲：東京都港区虎ノ門二丁目3番17号  
株式会社ウィルズ  
代表取締役社長 杉本光生

乙：東京都港区三丁目7番2号  
株式会社ネットマイル  
代表取締役社長 畑野仁一

# 決算報告書

(第10期)

自 2024年 1月 1日

至 2024年 12月 31日

株式会社ネットマイル



# 損益計算書

(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

株式会社ネットマイル

(単位:千円)

科 目	金 額	
【 売 上 高 】		350,319
【 売 上 原 価 】		185,142
売 上 総 利 益		165,176
【 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 】		253,670
営 業 損 益		△ 88,493
【 営 業 外 収 益 】		
受 取 利 息	3	
補 助 金 収 益	1,419	
雑 収 入	296	1,719
【 営 業 外 費 用 】		
支 払 利 息	4,567	
為 替 差 損	0	
雑 損 失	921	5,488
経 常 損 益		△ 92,262
【 特 別 利 益 】		0
【 特 別 損 失 】		0
税 引 前 当 期 純 損 益		△ 92,262
法 人 税 等	290	290
当 期 純 損 益		△ 92,552

# 販売費及び一般管理費内訳書

(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

株式会社ネットマイル

(単位:千円)

科 目	金 額
役 員 報 酬	25,530
給 料 手 当	92,307
法 定 福 利 費	17,710
福 利 厚 生 費	527
通 勤 費	936
人 材 派 遣 料	9,461
採 用 費	365
備 品 消 耗 品 費	157
地 代 家 賃	3,848
保 險 料	293
リ ー ス 料	3,018
租 税 公 課	141
減 価 償 却 費	8,551
旅 費 交 通 費	950
通 信 費	3,106
水 道 光 熱 費	565
支 払 手 数 料	8,069
顧 問 料	3,736
業 務 委 託 費	23,114
接 待 交 際 費	2,280
運 用 保 守 費	49,361
寄 付 金	10
会 議 費	221
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	△ 601
資 産 除 去 債 務 費 用	5
販売費及び一般管理費合計	253,670

## 株主資本等変動計算書

(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

株式会社ネットマイル

(単位:千円)

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金	利益剰余金 合計	
			資本剰余金		繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	10,000	210,000	210,474	420,474	△ 689,296	△ 689,296	△ 258,821
当 期 変 動 額	0	0	0	0	0	0	0
当 期 純 利 益	-	-	-	-	△ 92,552	△ 92,552	△ 92,552
当 期 変 動 額 合 計	0	0	0	0	△ 92,552	△ 92,552	△ 92,552
当 期 末 残 高	10,000	210,000	210,474	420,474	△ 781,848	△ 781,848	△ 351,374